

新型コロナウイルス関連情報（8月21日）

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（NY州）クオモ知事のメッセージ（8月19日～21日）

- ・昨20日時点でのウイルス検査の陽性率は0.72%であり、14日連続で1.0%以下の日が続いている。また入院者数は490人と、3月16日以降で最も低い水準である。
- ・20日、住居用及び商業用の賃貸物件の強制立ち退きを禁じる措置を9月20日まで延長した。

（NJ州）マーフィー知事のメッセージ（8月19日～21日）

・ウイルス検査の陽性率は1.42%、実効再生産数は1.04であり、引き続き、感染拡大防止のための取組をお願いする。

・公共の水道、ガス、電気に関し、料金不払いによるサービス停止の禁止が10月15日まで延期される。詳細は各プロバイダーに確認してほしい。

※ 州 政 府 プ レ ス リ リ ー ス :
<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20200821a.shtml>

・電話による接触者追跡の調査を行っているが、半分以上の人が電話を受け取らないという状況である。調査へのご協力をお願いする。

（PA州）ウォルフ知事のメッセージ（8月21日）

・マスクの着用、ソーシャル・ディスタンスの実施、レストランや集会等の人数制限の遵守、テレワークの実施等が新規感染者数を抑制することに貢献している。これらの取組は、学校での今後の対面授業の再開にとっても重要である。引き続き一人ひとりが感染防止策を実践してほしい。

（フィラデルフィア市）

・8月20日、ケニー市長は、9月8日（火）から飲食店内での飲食の提供、映画館の営業を許可すると発表しました。ボウリング場やその他の屋内ゲームについては、8月20日より営業が許可されました。飲食店内での飲食の提供に関しては、テーブル席のみ（バー席への着席は不可）となり、定員の25%を上限とし、ラストオーダーは午後11時まで、閉店は深夜0時まで、従業員のマスク及びフェイスシールドの着用などが規定されています。また、映画館やボウリング場については、25名を上限とし、飲食物の提供は禁止されます。

※詳細は以下サイトをご覧ください。

<https://www.phila.gov/2020-08-20-indoor-dining-is-back-on-september-8-in-philadelphia/>

・8月20日、ケニー市長は、自宅で遠隔授業に参加できないK-6の学年の児童のために、市内のレクリエーション・センターや図書館等において遠隔授業に参加できる環境を整えると発表しました。8月24日（月）より利用登録の受付を開始し、9月8日（火）から利用できる予定とされています。

※詳細は以下サイトをご覧ください。

<https://www.phila.gov/2020-08-20-where-to-find-supervised-connected-access-centers-for-digital-learning/>

(WV州) ジャスティス知事のメッセージ（8月19～21日）

- ・モノンガリア郡のバーに関し、8月31日（月）から再開することを許可する。
- ・本日時点の実効再生産数は0.87であり、ここ数日では最低となっている。しかし、19～38歳の年齢層を中心に、若年層での感染が増えている。しっかりとマスク等の着用を続けてほしい。
- ・今後、学校を再開するにあたり、州の発表しているカラーコードシステムで緑色または黄色に区分されている郡では、3～5年生は通学バス車内や他者と距離が近い空間ではマスクを着用すること、6～12年生は常にマスクを着用することとする。オレンジ色に区分されている郡では、3～12年生は常にマスクを着用することとする。
- ・接触者追跡（contact tracing）を偽った詐欺の電話が発生しており注意してほしい。接触者追跡スタッフは、金銭の支払いを求めたり、銀行口座やクレジットカードの情報、ソーシャルセキュリティ番号、在留資格を尋ねたりすることはない。また、リンクの含まれるSMSや電子メールが届いた場合、悪意のあるソフトウェアをダウンロードしてしまう恐れがあるので、クリックしないように気を付けてほしい。

(DE州)（8月19日～21日）

- ・8月19日、デラウェア州政府は新たな中小企業向け支援を発表しました。

<https://news.delaware.gov/2020/08/19/state-of-delaware-new-castle-county-launch-100m-grant-program-for-small-businesses-and-nonprofits-statewide/>

【感染者数等に関する情報】

8月21日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

・ニューヨーク州：感染者数 428,512名 死者数 25,278名

ニューヨーク市：感染者数 231,574名 死者数 15,828名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

・ニュージャージー州：感染者数 188,098名 死者数 14,086名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

・ペンシルベニア州：感染者数 127,633名 死者数 7,558名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

・デラウェア州：感染者数 16,770名 死者数 600名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

・ウエストバージニア州：感染者数 9,066名 死者数 170名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

・コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 18,434名 死者数 1,411名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

・プエルトリコ：感染者数 28,846名 死者数 374名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

・バージン諸島：感染者数 932名 死者数 10名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【JETRO 主催ウェビナー】

「徹底解説・入国制限に関する大統領令の National Interest 例外規定とは」

■日時：2020年8月24日（月）6:30pm～7:30pm（米国東部時間）

■主催：ジェトロ・ニューヨーク事務所

■プログラム：

1. 米国国務省が発表した National Interest エクセプション（例外規定）の詳細解説
2. 質疑応答

■講師：RBL Partners PLLC ボアズ麗奈弁護士

ニューヨーク州弁護士。ニューヨーク大学経済学部、フォーダム大学ロースクール卒業。米国の大手移民法弁護士事務所 Fragomen, Del Rey Bernsey & Loewy にて、日系企業を担当。2010年に独立し、RBL Partners PLLC を設立。移民法、雇用法、企業コンプライアンスについてなど、個人や企業が必要とする様々な法的サポートを幅広く提供。数々の日系企業の顧問弁護士でもある。

■講演言語：日本語

■参加費：無料

■定員：3,000名

※※参加には事前のお申し込みが必要です。なお、当日の視聴は先着順となり、登録者数が当日の視聴定員を上回った場合、リアルタイムでの視聴ができない可能性もございます。ご了承ください。

講演終了後数日中に事前登録いただいたみなさまへ、アーカイブ動画へのアクセス方法をご案内させていただきます。当日定員に達して入室できなかった場合は、大変恐れ入りますが、そちらをご利用ください。※※

■視聴方法：ウェブ上でのセミナーのため、パソコン、スマートフォン、タブレット等ご自身のオンライン端末から接続願います。

■お申し込み方法：下記ページよりご登録ください。

<https://attendeegotowebinar.com/register/6937409706388322062>

■ウェビナーに関するお問い合わせ

JETRO New York

担当：菊池、多崎

E-Mail：rept3@jetro.go.jp

【ビジネス関連情報】

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

・当館は以下のとおり領事窓口時間を変更するとともに、予約制を導入しています。ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。また、当館にご来館される際にはマスクの着用をお願いします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09：30～13：00

（ビザ（査証）申請受付：12：00～13：00）

3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、電子メール等による予約は受け付けておりません。

予約専用電話番号： （212）371-8222 内線486

（注：代表電話につながり次第、（日本語案内の1を押さずに）内線486を押してください。）

予約受付時間： 月曜日～金曜日の09：30～16：00（除、休館日）

注：4週間分の予約を受け付けております。

現在、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

4 予約を必要とする領事業務

パスポートの申請、戸籍・国籍関係の届出、在留証明等の各種証明の申請、ビザの申請。
なお、（申請後の）パスポートの受け取り、ビザの受け取り、在留届のご提出、在外選挙人名簿への登録申請等につきましては、予約の必要はありませんので、上述の窓口時間に来館可能です。

詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/1/01.html>

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。(電話：212-371-8222)

【医療関係情報】

・CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり，感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で，医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは，安全対策に関する情報を含むため，在留届への電子アドレス登録者，「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者，外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては，配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは，ご本人にとどまらず，家族内，組織内で共有いただくとともに知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
